

15) 肢体不自由教育担当教員講習会

- ① 目的
肢体不自由教育担当教員の資質の向上を図り、その教育の充実に資する。
- ② 主催 文部省
- ③ 期 日 昭和53年2月21～2月22日
- ④ 会 場 国立教育会館
- ⑤ 派遣者 福島県立郡山養護学校 1名
福島県立平養護学校 1名

3 内地留学・長期研修派遣

(1) 宮城教育大学

- ① 言語障害教育 1年間
二本松市立岳下小学校教諭 根本 宏 綱
いわき市平第二小学校教諭 加藤 勢津子

(2) 横浜国立大学

- ① 精神薄弱教育 1年間
郡山市立三和小学校教諭 古内 吉 昭
下郷町立下郷中学校教諭 佐藤 淳
富岡町立富岡第二中学校教諭 安田 倉 三

(3) 国立特殊教育総合研究所

- ① 長期研修生 1年間
 - ア 重複障害教育
県立聾学校教諭 移川 保 司
 - イ 肢体不自由教育
県立郡山養護学校教諭 渡辺 高 嘉
 - ウ 情緒障害教育
福島市立岡山小学校教諭 渡辺 利 正
- ② 専門研修特設コース 3ヵ月
 - ア 感覚障害教育を主とするコース
県立盲学校会津分校教諭 山口 操
 - イ 病弱教育を主とするコース
県立須賀川養護学校教諭 金沢 文 夫
 - ウ 精神薄弱教育を主とするコース
県立西郷養護学校教諭 真岡 正 親
 - エ 肢体不自由教育を主とするコース
福島市立福島養護学校教諭 荒 哲 也
- ③ 専門研修一般コース 3ヵ月
 - ア 言語障害教育コース
白河市立白河第一小学校教諭 石井 康 子
 - イ 情緒障害教育コース
高田町立高田小学校教諭 目黒 節 男

4 特殊教育推進地区

- (1) 指定地区
棚倉町、埴町、矢祭町、鮫川村 初年度
- (2) 研究内容
 - ① 町村における判別・就学指導体制の確立。特に心身障害児就学指導審議会の共同設置とその運営。
 - ② 教育相談の実施と就学指導
 - ③ 地域社会の啓発活動

5 福島県心身障害児就学指導会議

- (1) 目的
心身になんらかの障害を有する児童・生徒及び幼児の判別並びに就学の指導について、市町村教育委員会に対して適切な指導・助言を行うため、県内4方に福島県心身障害児就学指導会議を設置する。

(2) 名称、所管区域及び庶務担当教育事務所

会議の名称	所管区域	庶務担当教育事務所
福島県東北心身障害児就学指導会議	福島市、二本松市、伊達郡、安達郡	県北教育事務所
福島県東南心身障害児就学指導会議	郡山市、白河市、須賀川市、岩瀬郡、石川郡、田村郡、西白河郡、東白川郡	県中教育事務所
福島県会津心身障害児就学指導会議	会津若松市、喜多方市、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、南会津郡	会津教育事務所
福島県浜通り心身障害児就学指導会議	いわき市、原町市、相馬市、相馬郡、双葉郡	相双教育事務所

(3) 職務

- ① 市町村教育委員会から委託を受けた心身障害児の判別と就学に関すること。
- ② 判別、就学指導に関する資料の収集及び配布に関すること。
- ③ 判別、就学指導に必要な市町村教育委員会との連絡及び調整に関すること。
- ④ その他、設置の目的を達成するために必要なこと。

(4) 組織

就学指導会議は13人以内の委員をもって組織する。

(5) 委員

- 福島県教育委員会が任命又は委嘱する。
- 専門医、心理学者、教育学者等
- 児童相談所、福祉事務所の専門職員等
- 盲、聾、養護学校、小・中学校の職員等
- 教育庁関係の養護教育担当者

(6) 判別・就学指導等の委託申し込み期間

- ① 6月1日から6月30日まで
- ② 9月1日から9月30日まで
- ③ 1月4日から2月5日まで

(7) 設置年月日

昭和48年4月1日

6 福島県在宅心身障害児

巡回訪問指導員の設置

(1) 設置

心身障害のため学校教育法第23条及び第39条3項により就学義務の猶子又は免除を受けた在宅学齢児童・生徒に教育の機会を与え、教育的な指導訓練を施すため在宅心身障害児巡回訪問指導員（以下「訪問指導員」という）を毎年度、別に定める計画により、必要と認める教育事務所におく。

(2) 訪問指導員の任用